

9-3C-44-782-53建-4-38

no 3

横羽之期

高島町—山下町

(半地下窠)

「別紙図面表示のとおり」

(2) 出入口 次の地点に出入口を設ける

路線 番号	箇所数	箇所名		箇所名	
1	19	中区新山下町 1 丁目付近	2 箇所	神奈川区千若町 1 丁目付近	1 箇所
		中区扇町 1 丁目	2 "	神奈川区子安通 2 丁目~3 丁目	2 "
		西区高島 2 丁目	2 "	神奈川区守屋町 3 丁目	3 "
		神奈川区神奈川通り 3 丁目	2 "	鶴見区生麦 2 丁目	2 "
		神奈川区神奈川通り 5 丁目	1 "	鶴見区汐入町 3 丁目	2 "

「別紙図面表示のとおり」

(3) 交差方式

すべて立体交差とする。

「別紙図面表示のとおり」

(2) 出入口 次の地点に出入口を設ける

路線 番号	箇所数	箇所名		箇所名	
1	19	中区新山下町1丁目付近	2箇所	神奈川区千若町1丁目付近	1箇所
		中区扇町1丁目	2 "	神奈川区子安通2丁目~3丁目	2 "
		西区高島2丁目	2 "	神奈川区守屋町3丁目	3 "
		神奈川区神奈川通り3丁目	2 "	鶴見区生麦2丁目	2 "
		神奈川区神奈川通り5丁目	1 "	鶴見区汐入町3丁目	2 "

「別紙図面表示のとおり」

(3) 交差方式

すべて立体交差とする。

「別紙図面表示のとおり」

(2) 出入口 次の地点に出入口を設ける。

路線 番号	箇所数	箇所名		箇所名	
1	19 <del>17</del>	中区新山下町 1 丁目付近	2 箇所	神奈川区千若町 1 丁目付近	1 箇所
		中区扇町 1 丁目	2 "	神奈川区子安通 2 丁目~3 丁目	2 "
		西区高島 2 丁目	2 "	神奈川区守屋町 3 丁目	3 "
		神奈川区神奈川通り 3 丁目	2 "	鶴見区生麦 2 丁目	2 "
		神奈川区神奈川通り 5 丁目	1 "	鶴見区汐入町 3 丁目	2 "

「別紙図面表示のとおり」

(3) 交差方式

すべて立体交差とする。

「別紙図面表示のとおり」

(2) 出入口 次の地点に出入口を設ける。

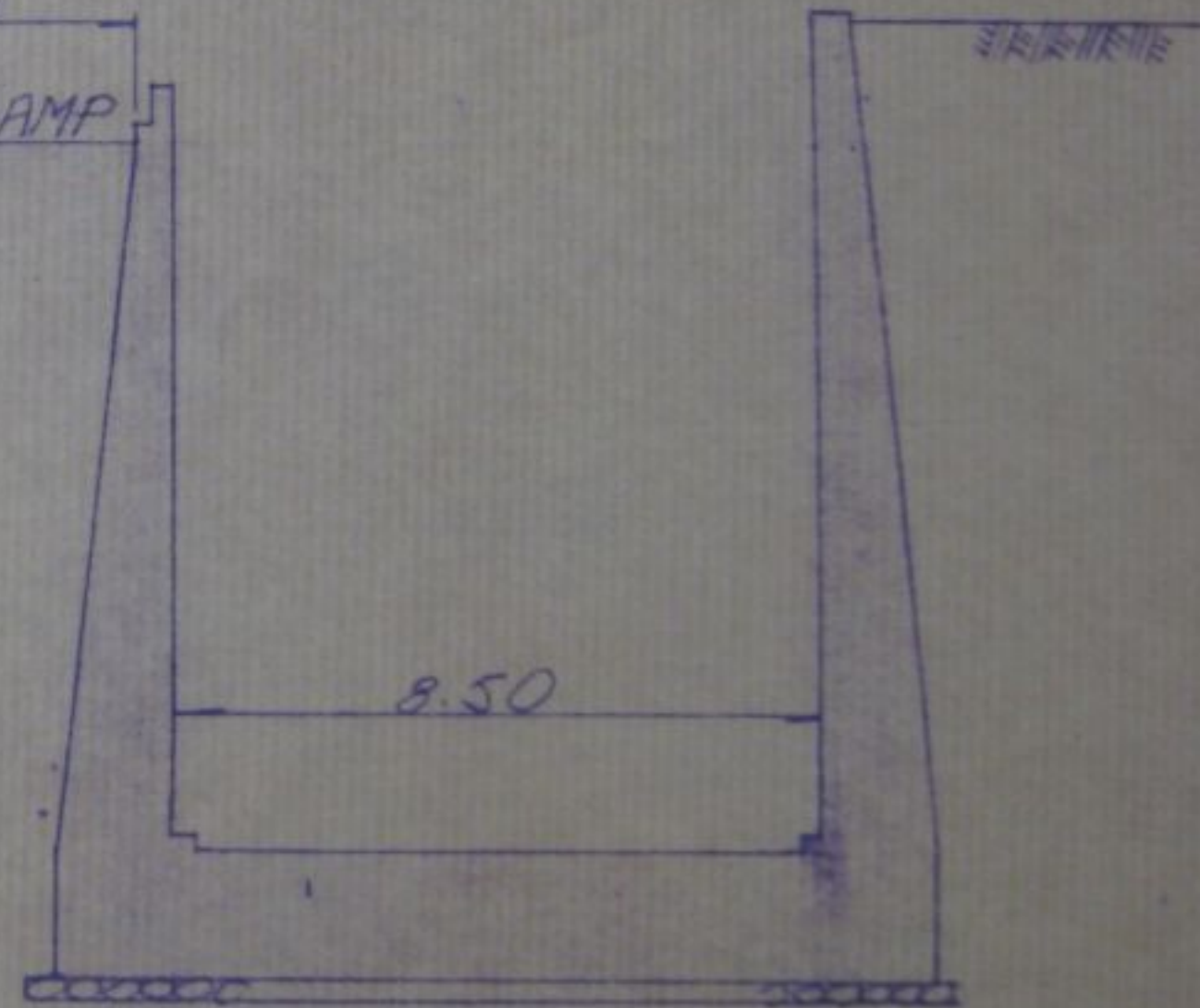
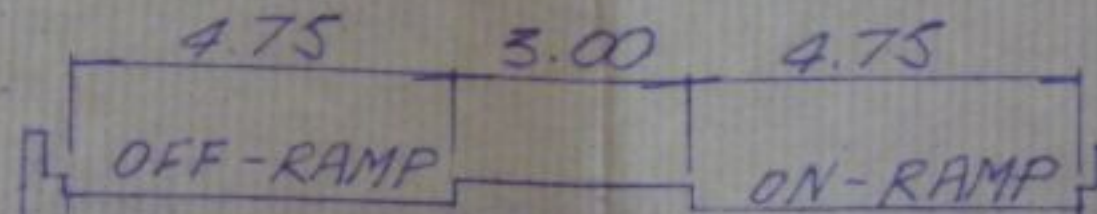
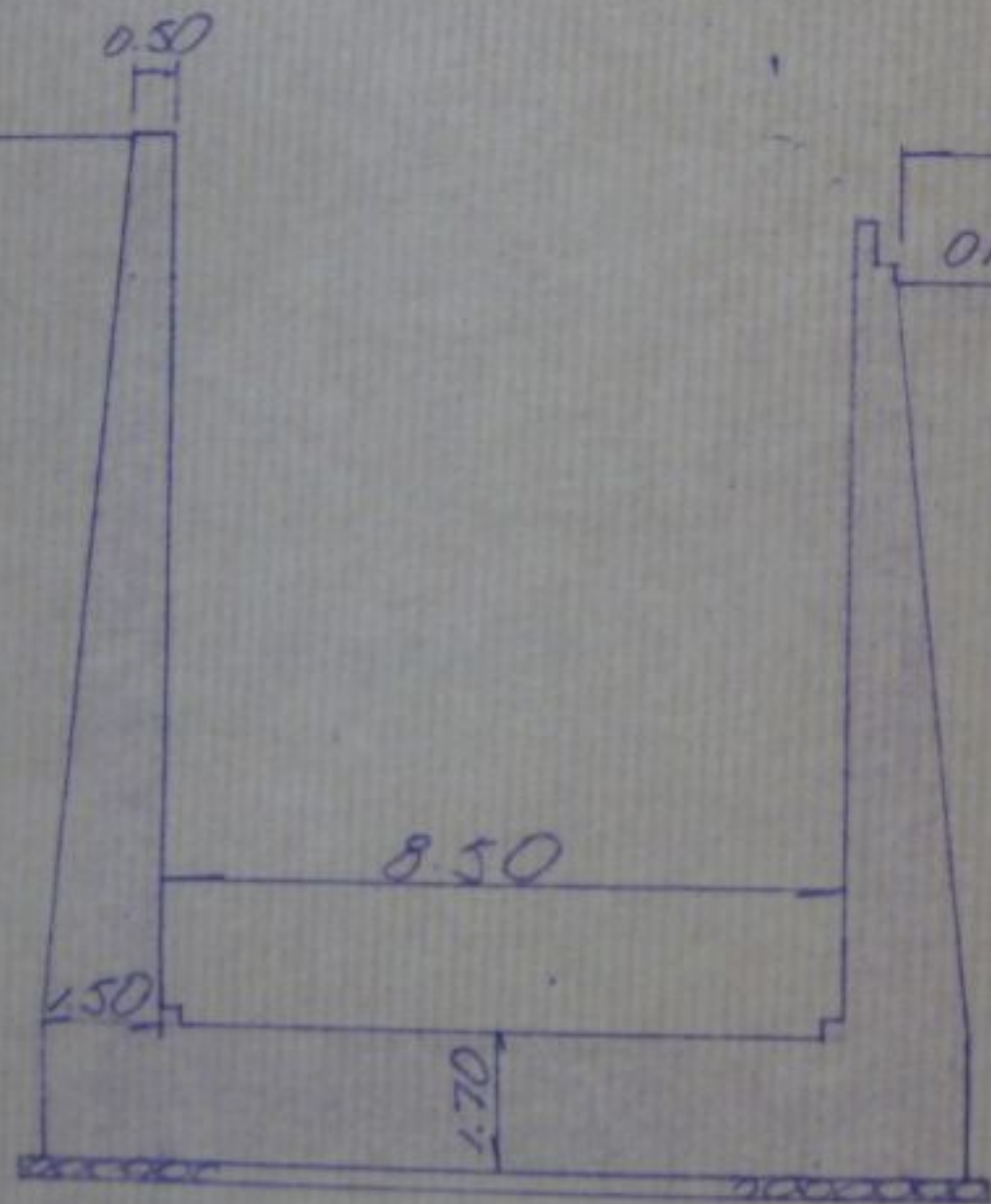
路線 番号	箇所数	箇所名		箇所名	
1	19 <del>17</del>	中区新山下町 1 丁目付近	2 箇所	神奈川区千若町 1 丁目付近	1 箇所
		中区扇町 1 丁目	2 "	神奈川区子安通 2 丁目~3 丁目	2 "
		西区高島 2 丁目	2 "	神奈川区守屋町 3 丁目	3 "
		神奈川区神奈川通り 3 丁目	2 "	鶴見区生麦 2 丁目	2 "
		神奈川区神奈川通り 5 丁目	1 "	鶴見区汐入町 3 丁目	2 "

「別紙図面表示のとおり」

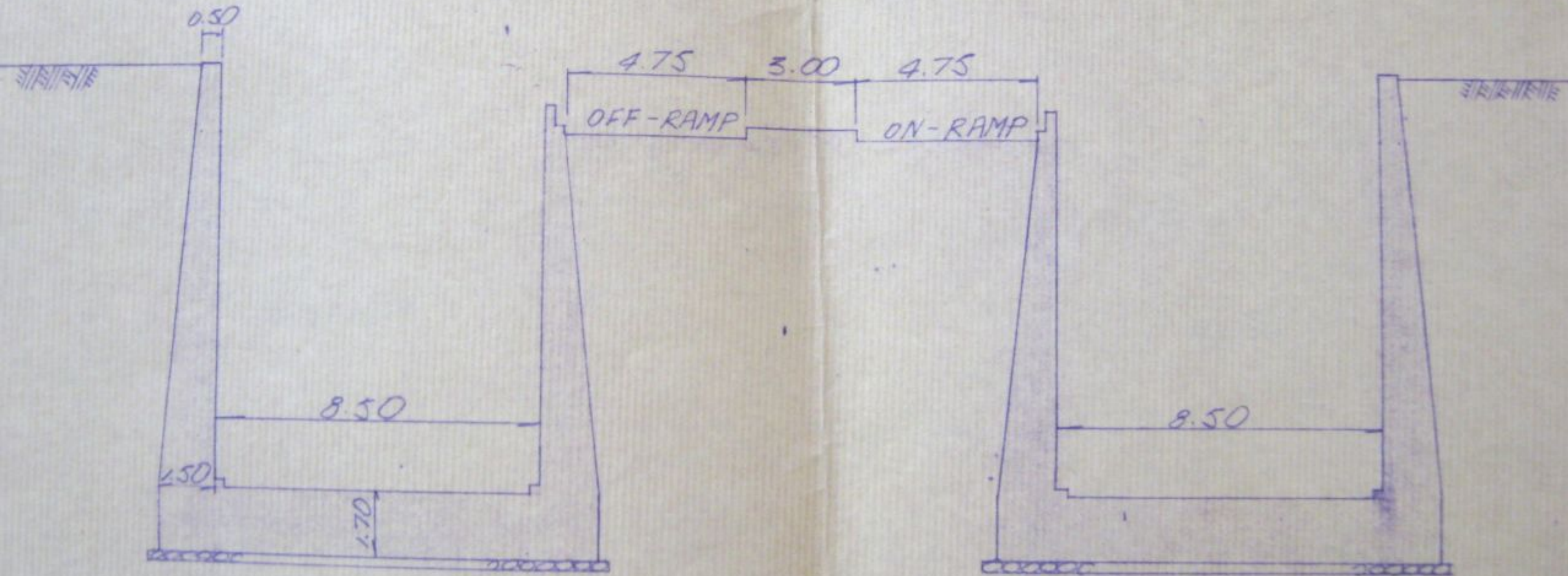
(3) 交差方式

すべて立体交差とする。

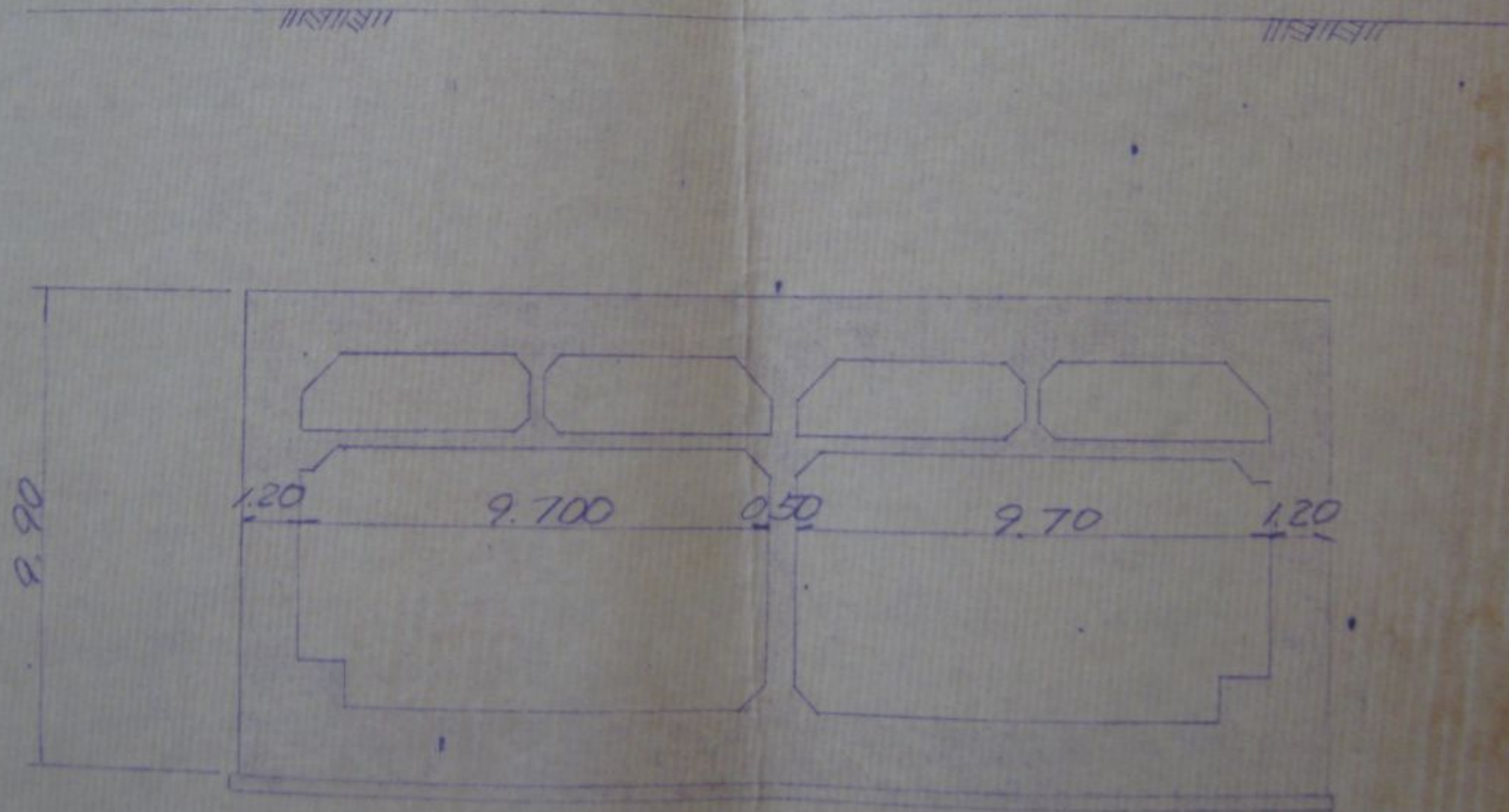
花園 RAMP 附近



花園·RAMP 附近

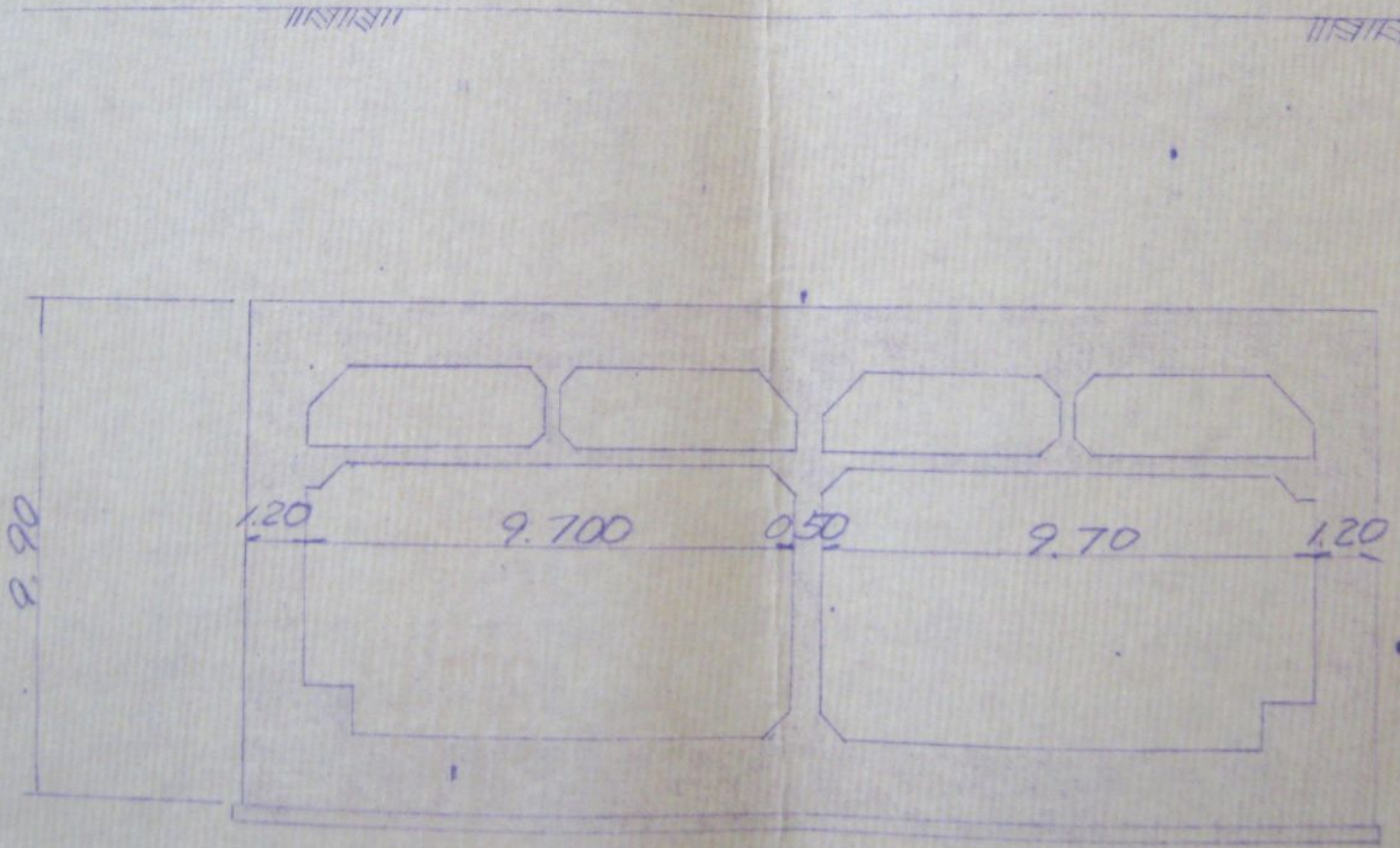


国鉄東横浜駅構内

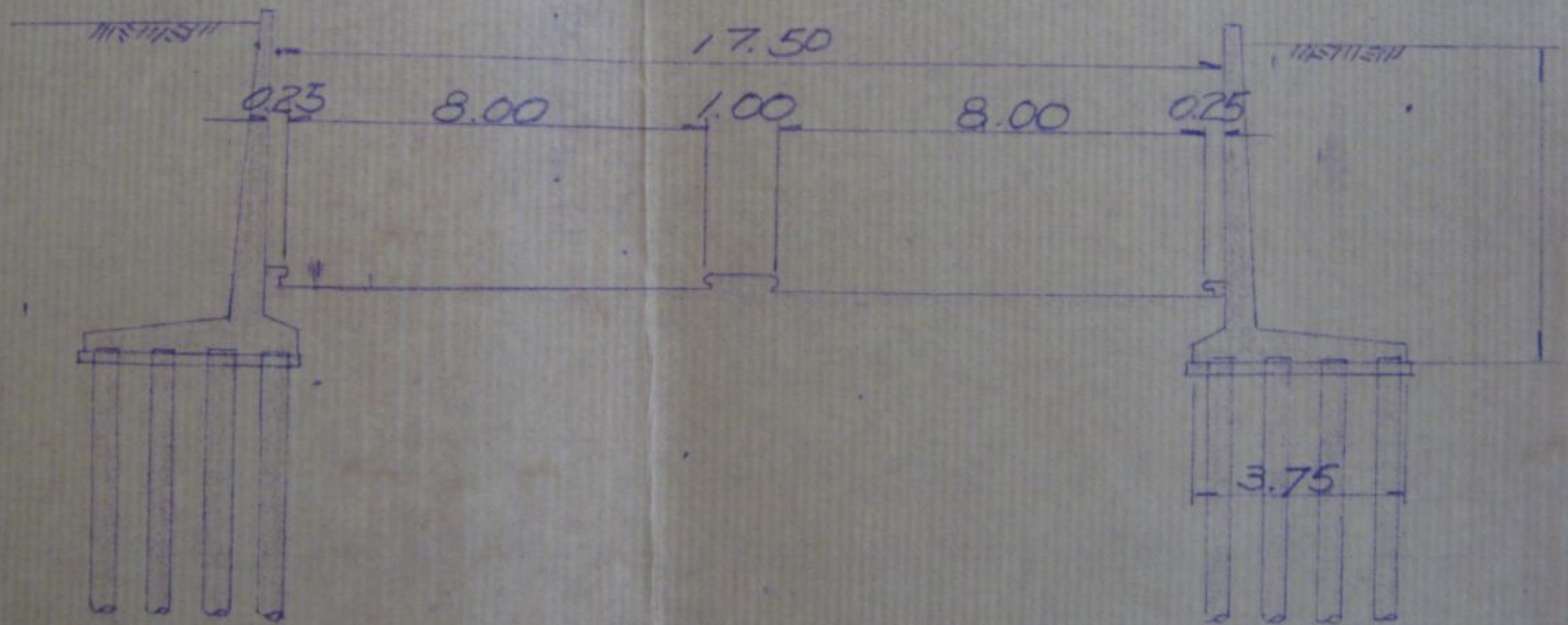




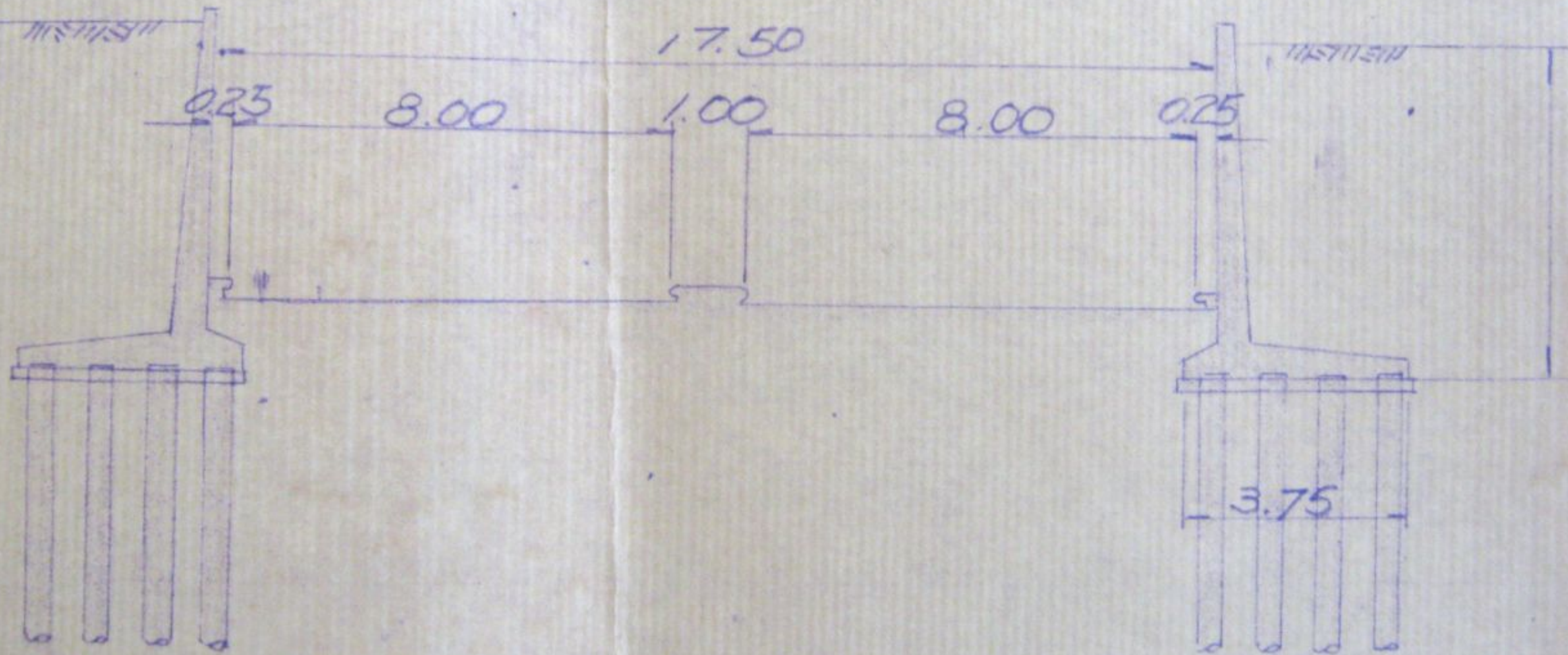
国鉄東横浜駅構内

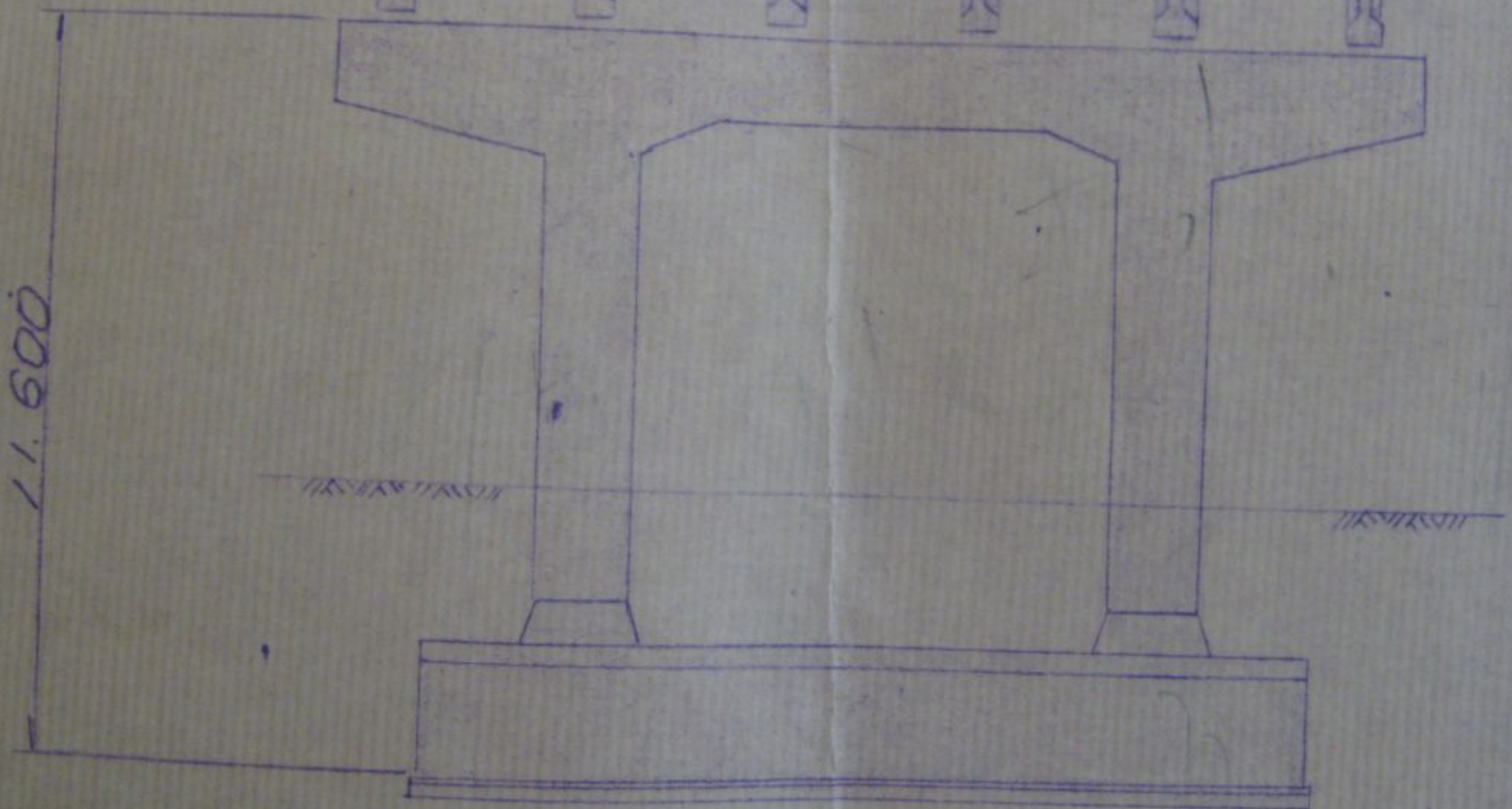
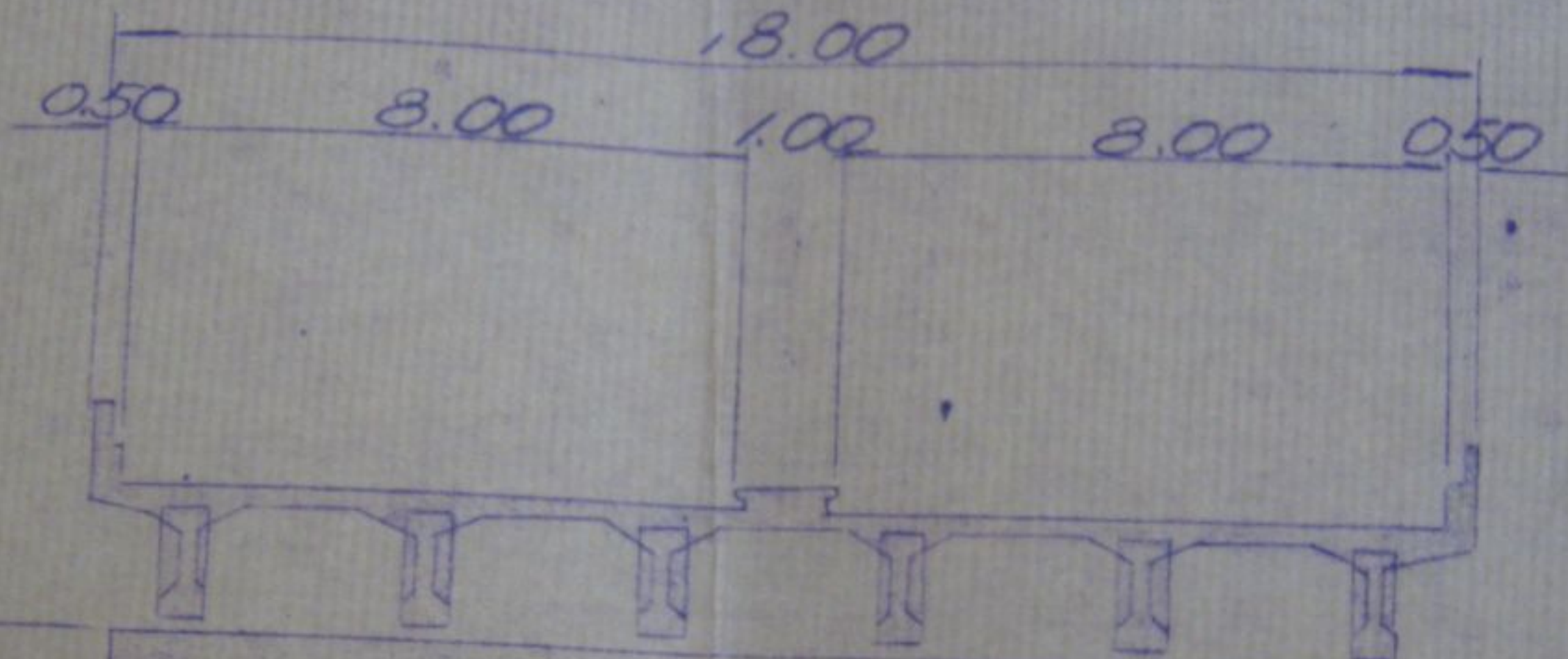


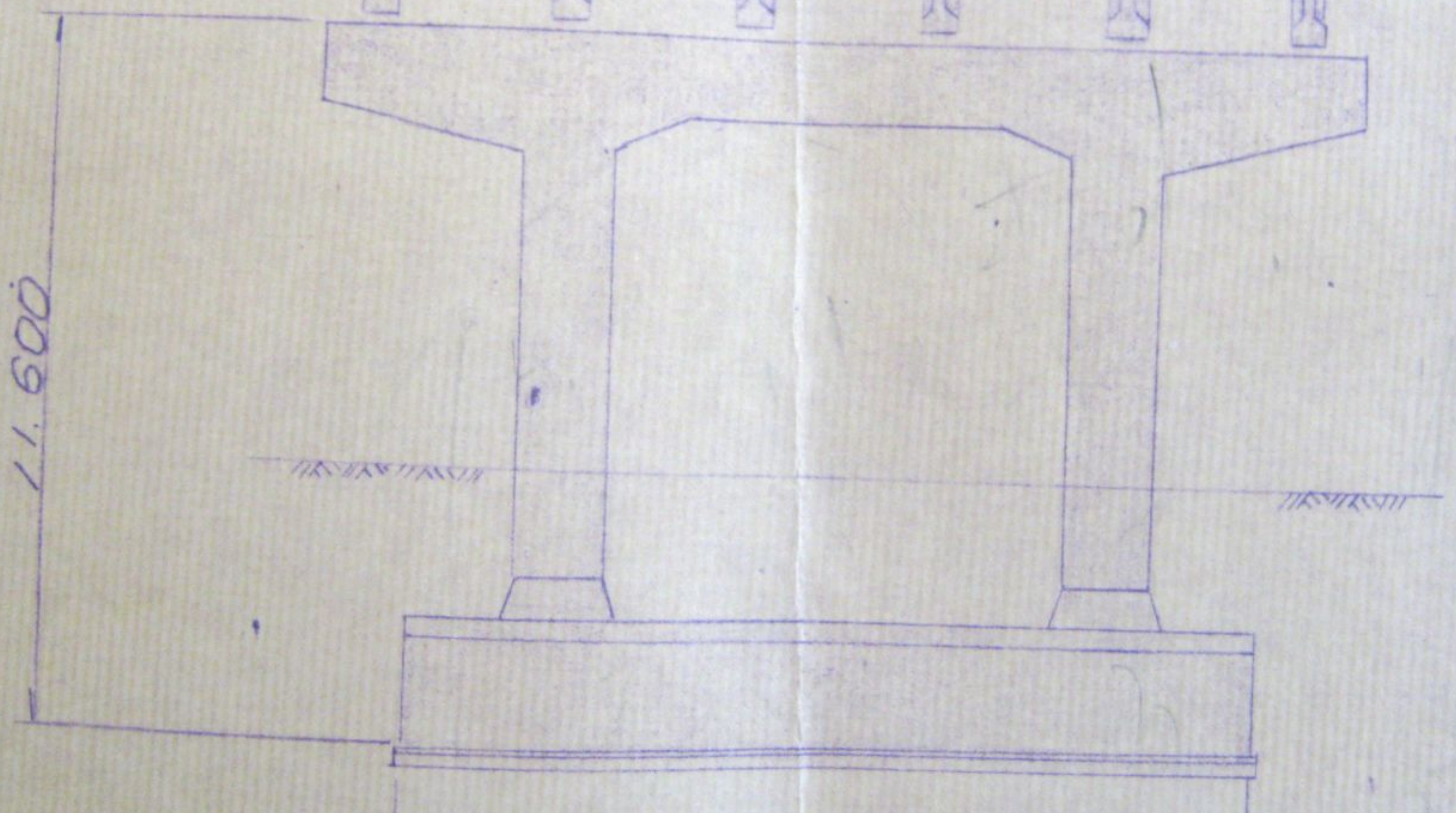
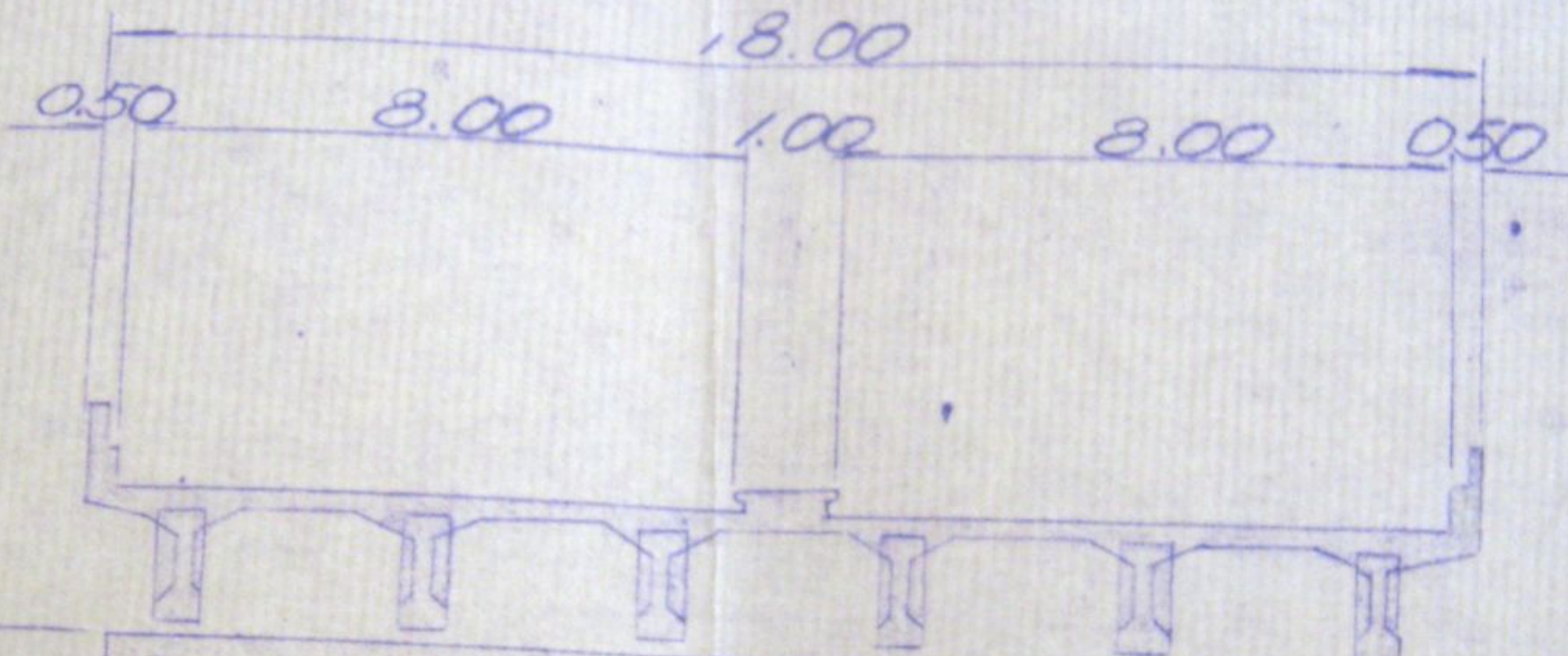
三菱重工用地内(擁壁部)



三菱重工用地内(擁壁部)

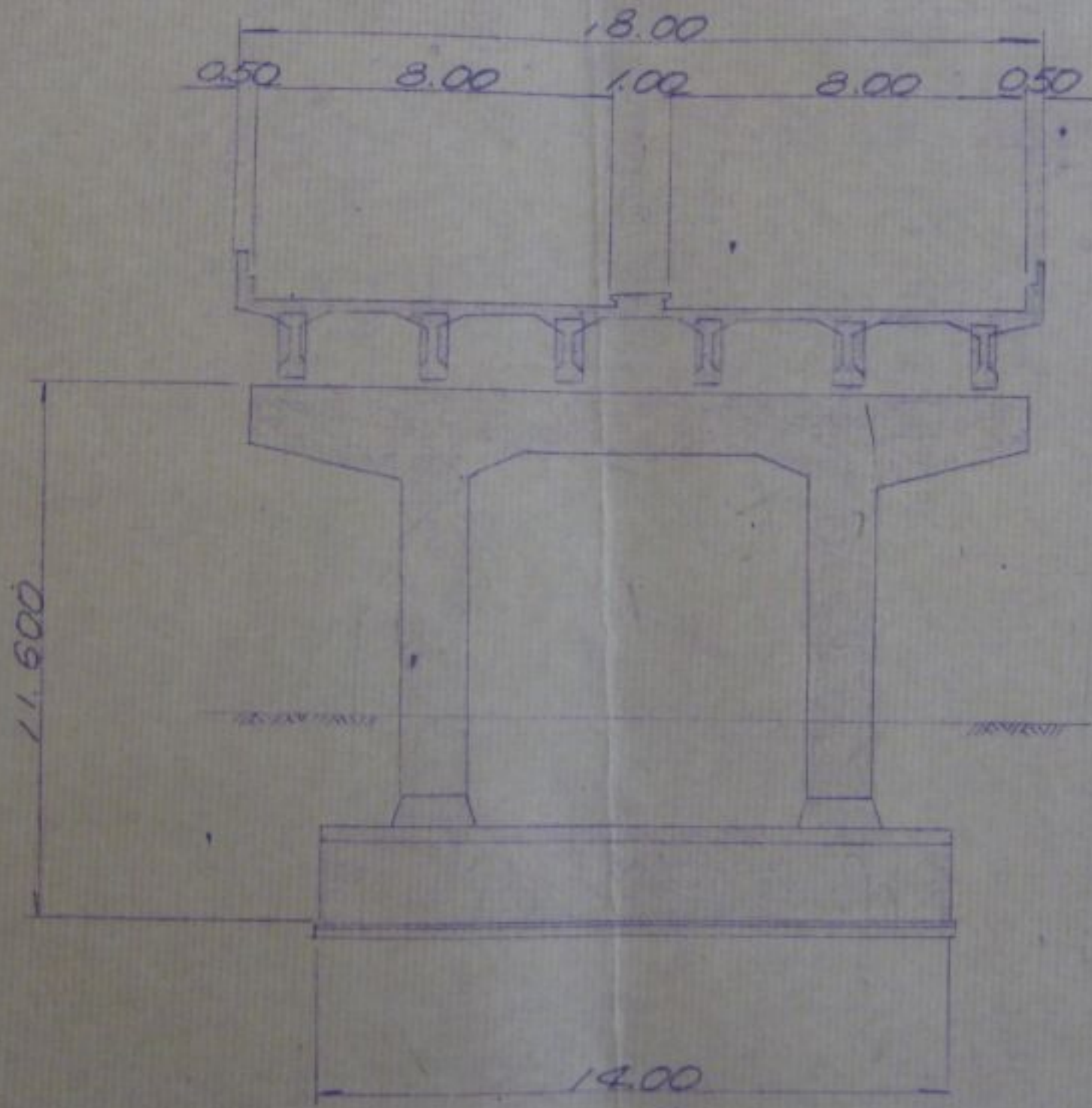






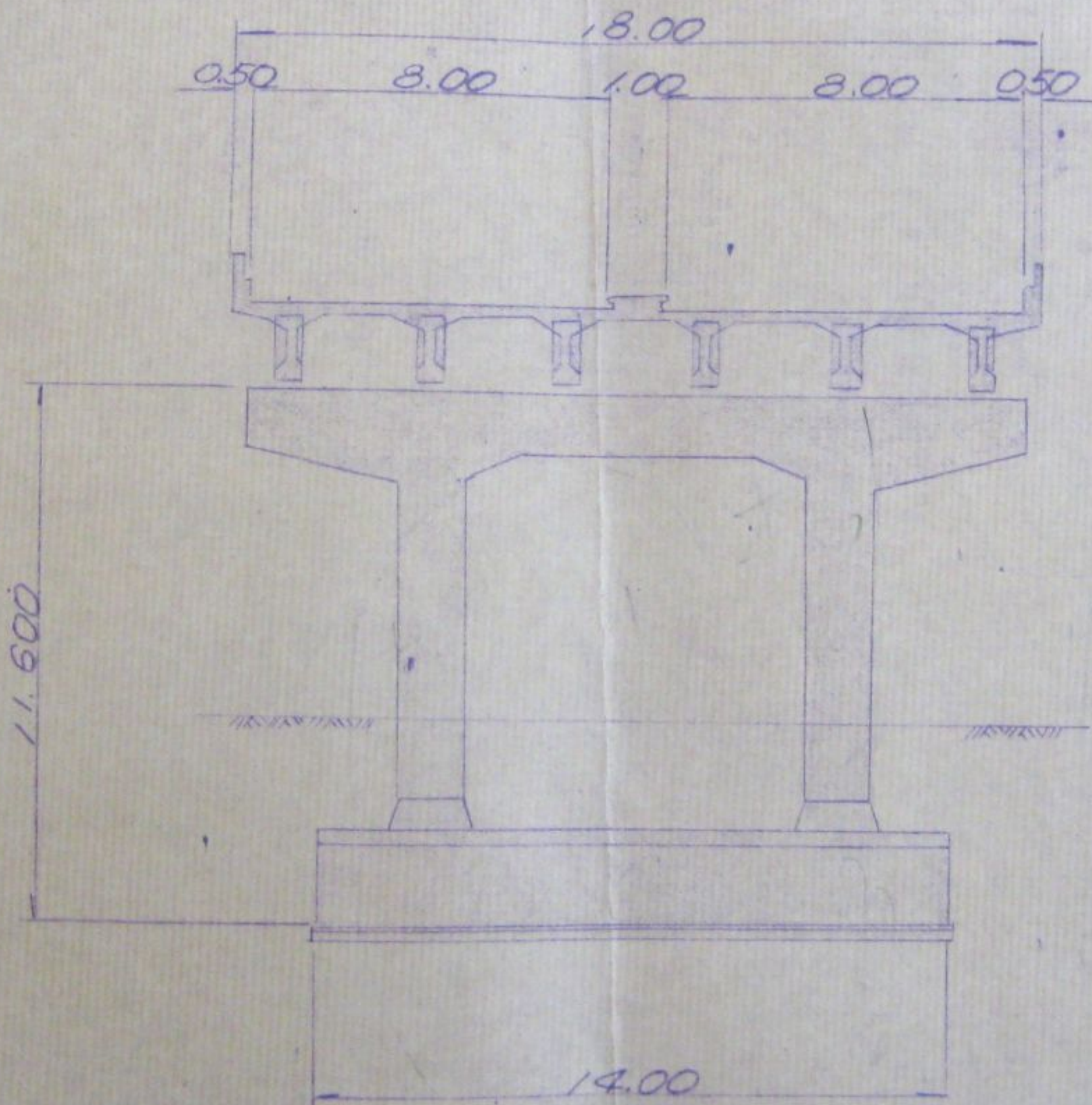
9-30-44-782-53連-4'-4/

三菱重工地内 (高床部)



9-30-44-782-53建-4-41

三菱重工地内 (高床部)









議第1334号

横浜国際港都建設計画都市高速道路の変更について

建設省神都計第94号  
昭和44年4月21日

神奈川県都市計画地方審議会長 殿

建設大臣

横浜国際港都建設計画都市高速道路の変更について

標記について、都市計画法第3条の規定により、次のように審議会に付議する。

議第1334号

横浜国際港都建設計画都市高速道路の変更について

建設省神都計第94号  
昭和44年4月21日

神奈川県都市計画地方審議会長 殿

建設大臣

横浜国際港都建設計画都市高速道路の変更について

標記について、都市計画法第3条の規定により、次のように審議会に付議する。



岡野地区

幸力谷地区

関外地区

山手風教地区

山手風教地区

1.20  
1.3.14 (25)  
(36)  
(25)  
(50)

27  
1.3.15  
(27)

(26)  
1.3.15  
(25)

1.3.15  
(25)

1.3.7  
(25)

3.20 (25)  
II.1.21 (25)  
I.3.5 (25)

I.3.5 (25)  
I.3.19 (25)

高島一丁目  
第二建設局

1.1.1  
(18)

II.1.21  
(25)

I.3.15  
(25)

I.3.5 (25)

I.3.7 (25)

I.3.16  
(27)

I.3.6 (25)  
I.3.5 (25)

I.3.6 (25)  
II.2.21 (25)

I.3.7 (25)  
I.3.6 (25)

I.3.7 (25)  
I.3.6 (25)

I.3.7 (25)

(25)

(22)

I.3.16 (22)

I.3.16 (22)

II.2.5 (15)

I.3.18

港埠頭

警察署

裁判所

電話局

山手風教地区

II.3.9 (11)

(25)

(25)

(25)

(25)

(25)

(25)

(25)

(25)

(25)

(25)

(25)

(25)

(25)

(25)

(25)

(25)

(25)

(25)

(25)

(25)

(25)

(25)

(25)

(25)



## 理 由 書

最近の都市内交通の増加と都市高速道路沿線における都市機能を検討した結果、本案のように構造及び線形の一部を変更するものである。

## 理 由 書

最近の都市内交通の増加と都市高速道路沿線における都市機能を検討した結果、本案のように構造及び線形の一部を変更するものである。

横浜国際港都建設計画都市高速道路の変更について

第1 国際港都建設計画都市高速道路1号線を次のように変更する。

(1) ~~路線番号, 路線名称, 起点, 終点, 主な経過地, 標準幅員, 延長~~ 1件

路線番号	路線名称	起 点	終 点	主な経過地	標準幅員	延 長	摘 要
1	横浜羽田線	中区新山下町 1丁目1番	鶴見区朝日町 1丁目27番 (川崎市界)	堀川, 石川町 関内駅, 桜木 町, 高島2丁目, 神奈川通3丁 目 入江川第3派川 入江川第1派川 生麦2丁目汐入 町	↑ メートル 16.5	↑ メートル 12,720	終点において 川崎都市計画 都市高速道路 1号線に接続
		ただし 中区元町 1丁目18番	西区高島 2丁目17番		<del>メートル</del> 18.0	<del>メートル</del> 4,420	横浜駅前(西 区高島2丁目 17番)にお いて都市高速 道路2号線に 接続



横浜国際港都建設計画都市高速道路の変更について

第1 国際港都建設計画都市高速道路1号線を次のように変更する。

(1) ~~路線番号, 路線名称, 起点, 終点, 主な経過地, 標準幅員, 延長~~ イキ

路線番号	路線名称	起 点	終 点	主な経過地	標準幅員	延 長	摘 要
1	横浜羽田線	中区新山下町 1丁目1番	鶴見区朝日町 1丁目27番 (川崎市界)	堀川, 石川町 関内駅, 桜木 町, 高島2丁目, 神奈川通3丁 目 入江川第3派川 入江川第1派川 生麦2丁目汐入 町	<del>メートル</del> ↑ メートル 16.5	<del>メートル</del> ↑ メートル 12,720	終点において 川崎都市計画 都市高速道路 1号線に接続
		ただし 中区元町 1丁目18番	西区高島 2丁目17番		<del>メートル</del> 18.0	<del>メートル</del> 4,420	横浜駅前(西 区高島2丁目 17番)にお いて都市高速 道路2号線に 接続

横浜国際港都建設計画都市高速道路の変更

第1 国際港都建設計画都市高速道路1号線を次のように変更する

(1) 路線番号, 路線名称, 起点, 終点, 主な経過地, 標準幅員, 延長

路線番号	路線名称	起 点	終 点	主な経過地	標準幅員 「メートル」	延 長 「メートル」	摘 要
1	横浜羽田線  ただし	中区新山下町 1丁目1番	鶴見区朝日町 1丁目27番 (川崎市界)	堀川, 石川町 関内駅, 桜木 町, 高島2丁目, 神奈川通3丁 目 入江川第3派川 入江川第1派川 生麦2丁目汐入 町	16.5	約 12,720	終点において 川崎都市計画 都市高速道路 1号線に接続 横浜駅前(西 区高島2丁目 17番)にお いて都市高速 道路2号線に 接続
		中区元町 1丁目18番	西区高島 2丁目17番		18.0	約 4,420	

横浜国際港都建設計画都市高速道路の変更

第1 国際港都建設計画都市高速道路1号線を次のように変更する

(1) 路線番号, 路線名称, 起点, 終点, 主な経過地, 標準幅員, 延長

路線番号	路線名称	起 点	終 点	主な経過地	標準幅員 「メートル」	延 長 「メートル」	摘 要
1	横浜羽田線	中区新山下町 1丁目1番	鶴見区朝日町 1丁目27番 (川崎市界)	堀川, 石川町 関内駅, 桜木 町, 高島2丁目, 神奈川通3丁 目 入江川第3派川 入江川第1派川 生麦2丁目汐入 町	16.5	約 12,720	終点において 川崎都市計画 都市高速道路 1号線に接続 横浜駅前(西 区高島2丁目 17番)にお いて都市高速 道路2号線に 接続
		ただし 中区元町 1丁目18番	西区高島 2丁目17番		18.0	約 4,420	

建設省決裁文書

保存(永久・10年・5年・3年・2年)

分類 02/33

横浜国際港都建設新都市高速道路の変更

上記のことについて、次のとおり審議会に付議し原案どおり議決答申されたときはこれを決定し告示してよろしいか、伺う。

秘区分秘期間

大臣 事務次官 事務次官 技監 官房長 文書課長 文書課 決裁区分

Red official seals and stamps in the header section.

昭和44年4月18日起案 昭和44年4月21日決裁

主務局 都市局 主務課 都市計画課 起案者 電話(44)

都市局長 都市計画課長 都市総務課長 街路課長 有料道路課長

合議局 道路局

昭和44年4月21日 答申済

局長 次長 総務課長 有料道路課長

昭和44年4月21日施行		案件	登録番号
施行注意		文書管理主任者 主務局 主務課	建設省都市計発第94号
要官報登載		赤尾 氏家	建設省 都市計発第 号
浄書部数	浄書	照合	発送
発送用	部	月	日
事務用	部	印	印
計	部	印	印

51  
41  
31  
41  
12  
41  
41  
11  
12  
11

建設省決裁文書

保存 永久・10年・5年・3年・2年

分類 C2/33

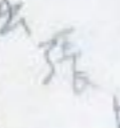
題

横浜国際港都建設新曲都市高速道路の変更

上記のことについて、次のとおり審議会に付議し原案どおり議決答申されたときはこれを決定し告示してよろしいか、伺う。

秘区分秘期間

大臣 政務次官 事務次官 技監 官房長 文書課長 文書課 決裁区分



乙

文書系開了

昭和 44 年 4 月 18 日 起案 昭和 44 年 4 月 21 日 決裁

主務局 都市局 主務課 都市計画課 起案者 電話 (44)

都市局長  
谷 幸 彦  
技術事務長

都市計画課長  
新 橋 浩 治  
街路課長

都市総務課長

合議局 道路局

官 署 掲 載 済  
昭和 44 年 4 月 21 日  
答 申 済

局長

総務課長

次長

有料道路課長

昭和 44 年 4 月 21 日 施行 案件 登録番号

施行注意 文書管理主任者 主務局 主務課 建設省 都計発第 94 号  
要官報登載 赤尾 氏 家 建設省 都計発第 号

浄書部数	部	浄書	照合	発送	建設省 都計発第 号
発送用	部			月 日	
事務用	部	印	印	印	建設省 都計発第 号
計	部				

51  
41  
31  
41  
12  
41  
41  
11  
12  
11

建設省告示第 月 日

号

都市計画法第三条第一項の規定により、

都市高速道路を變更したるで 横浜国際港都建設計画

同法同条第二項及び同法施行令第一条の規定により、次のように告示する。

昭和 年 月 日

建設大臣

坪川信三

都市計画法に関する事項

一 都市計画の名称及び施設の種類の種類  
都市高速道路 (都市向道) 道路米子線  
関係図書縦覧場所

横浜国際港都建設計画

神奈川県庁及び横浜市役所

建設省

建設省告示第 月 日

号

都市計画法第二条第一項の規定により、

都市高速道路を 横浜国際港都建設計画  
変更したるに  
なり

同法同条第二項及び同法施行令第一条の規定により、  
次のように告示する。

昭和 年 月 日

建設大臣

坪川信三

都市計画法に關する事項

一 都市計画の名称及び施設の種類  
都市高速道路 (都市向道) 道路米(る線)  
関係図書、縦覧場所

横浜国際港都建設計画  
神奈川県庁及び横浜市役所

建設省

書田野

横浜市に於ける都市計画の  
関係図書及び縦覧場所

系關了

昭和 44 年 4 月 18 日起案

昭和 44 年 4 月 21 日 決裁

主務局 都市局

主務課 都市計画課

起案者

金津 電話 (44)

都市局長

事務官  
技術事務官

都市計画課長

都市高速道路部  
街路課長

都市總務課長

合議局

道路局

昭和 44 年 4 月 21 日  
答申

官 報 揭 載 濟 号  
建 設 省 都 計 發 第 94 号  
昭 和 44 年 4 月 21 日

局長

次長

總務課長

有料道路課長

昭和 44 年 4 月 21 日 施行

案件

登 録 番 号

文書管理主任者

施行注意

主務局 主務課

建設省 都計發第 94 号



系關了

昭和 44 年 4 月 18 日起案

昭和 44 年 4 月 21 日 決裁

主務局 都市局

主務課 都市計画課

起案者

金津 電話 (44)

都市局長

事務官  
技術事務官

都市計画課長

都市高速道路公団監督  
街路課長 (後付)

都市総務課長

合議局

道路局

昭和 44 年 4 月 21 日  
答申

官 報 掲 載 済 号  
建 設 省 昭 和 44 年 4 月 21 日  
答 申 済

局長

次長

総務課長

有料道路課長

昭和 44 年 4 月 21 日 施行

案件

登 録 番 号

文書管理主任者

施行注意

主務局 主務課

建設省 都計発第 94 号

43計第1946号  
昭和44年3月10日

建設大臣 坪川信三殿

横浜市長 飛鳥田 一 雄



横浜国際港都建設計画都市高速道路の変更について

記について、都市計画法第3条の規定により決定を受けたい  
関係図書添えて申請します。

43計第1946号  
昭和44年3月10日

建設大臣 坪川信三殿

横浜市長 飛鳥田 一 殿



横浜国際港都建設計画都市高速道路の変更について

...について、都市計画法第3条の規定により決定を受けたい  
...関係図書を添えて申請します。

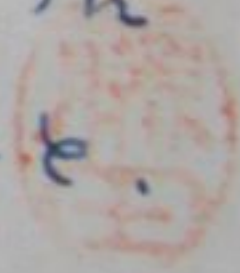
(意見)

- ① 吉田川におかれは地下鉄の償還計画を提出のこと。
  - (1) 吉田川に地下鉄が単独で入った場合
  - (2) 吉田川に高速道路と併用に入った場合
- ② 中村川に高速道路が入った場合、吉田川に専ら地下鉄と併存に高速道路が入った場合の市負担金を算出し提出のこと。  
南連絡路方式で
- ③ 大園川の河川改修にともなひ計画河床が下った場合の高速道路量用増加分を算出の上提出のこと。

(意見)

- ① 吉田川におかれ、地下鉄の償還計画を提出のこと。
  - (1) 吉田川に地下鉄が単独で入った場合
  - (2) 吉田川に高速道路と併用に入った場合
- ② 中村川に高速道路が入った場合、吉田川に専ら地下鉄と併存して高速道路が入った場合の市負担金を算出し、提出のこと。

(関連箇所形式で)
- ③ ~~大岡川~~大岡川の河川改修にともなう計画河床が下った場合の高速道路費用増加分を算出の上提出のこと。



事前審査

都道府県名	都市名	年月日
神奈川県	横浜市	

(件名)

横浜国際港都建設計画都市高速道路の変更と追加について

係名	審査	廻附年月日
事務係		
土木施設係	印	
土地利用係		
公園緑地係		

(意見)

- ① 吉田川における地下鉄の便置計画を提出のこと。  
 (イ) 吉田川に地下鉄が単独に入る場合  
 (ロ) 吉田川に高速道路と併用に入る場合
- ② 中村川に高速道路が入った場合、吉田川に専ら地下鉄と併存して高速道路が入った場合の市員税金を算出し提出のこと。  
 (南運街路方式が)
- ③ 大岡川の河川改修にともなう計画河床が下った場合の高速道路費用増加分を算出の上提出のこと。

同審回案第一回及び同去審行合第一案の取宝により、  
 吉田川に地下鉄が単独に入る場合、  
 吉田川に高速道路と併用に入る場合、  
 中村川に高速道路が入った場合、  
 吉田川に専ら地下鉄と併存して高速道路が入った場合の市員税金を算出し提出のこと。  
 大岡川の河川改修にともなう計画河床が下った場合の高速道路費用増加分を算出の上提出のこと。

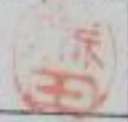
新川路

# 事前審査

都道府県名	都市名	年月日
神奈川県	横浜市	

(件名)

横浜国際港都建設計画都市高速道路の変更~~追加~~について

係名	審査	廻附年月日
事務係		
土木施設係		
土地利用係		
公園緑地係		

(意見)

- ① 吉田川にかへり地下鉄の便置計画を提出のこと。  
 (イ) 吉田川に地下鉄が単独で入る場合  
 (ロ) 吉田川に高速道路と併用に入る場合
- ② 中村川に高速道路が入る場合、吉田川に専ら地下鉄と併存して高速道路が入る場合の市員税金を算出し提出のこと。  
 (関連術路形式を)
- ③ 大岡川の河川改修にともなう計画河床が下がる場合の高速道路費用増加分を算出の上提出のこと。

横浜国際港都建設計画都市高速道路の変更追加について  
 国土交通省 国土政策課 都市計画課 審査係  
 提出日 平成28年11月16日  
 提出者 横浜市都市計画課 都市計画課 審査係

提出日 平成28年11月16日

提出者 横浜市都市計画課 都市計画課 審査係


国土交通省 国土政策課 都市計画課 審査係

事 前 審 査

都 道 府 県 名	都 市 名	年 月 日
神 奈 川 県	横 浜 市	

(件 名)

横浜国際港都建設計画都市高速道路の変更~~及び追加~~について

係 名	審 査	廻 附 年 月 日
事 務 係		
土 木 施 設 係		
土 地 利 用 係		
公 園 緑 地 係		




事 前 審 査

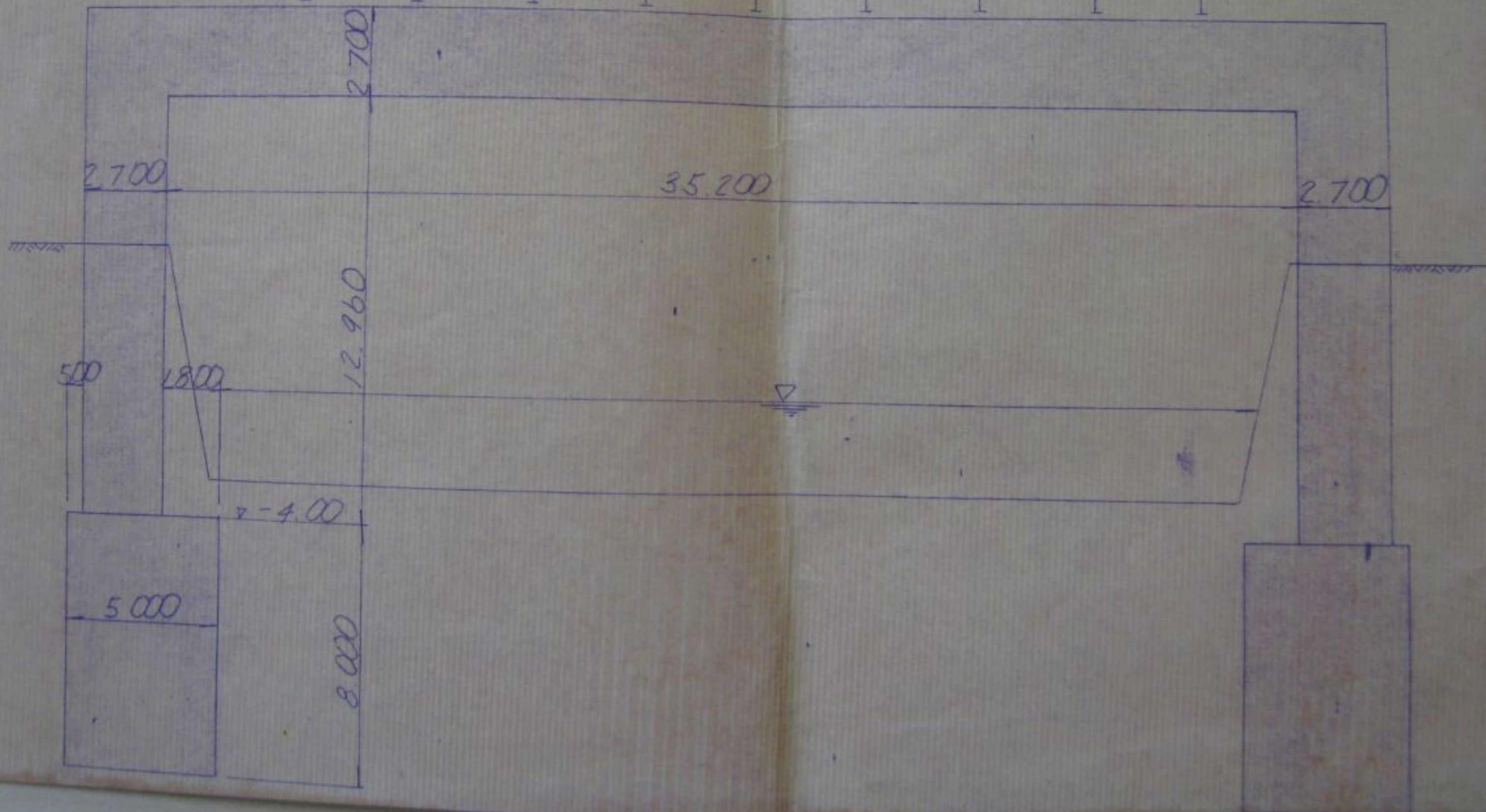
都 道 府 県 名	都 市 名	年 月 日
神 奈 川 県	横 浜 市	

(件 名)

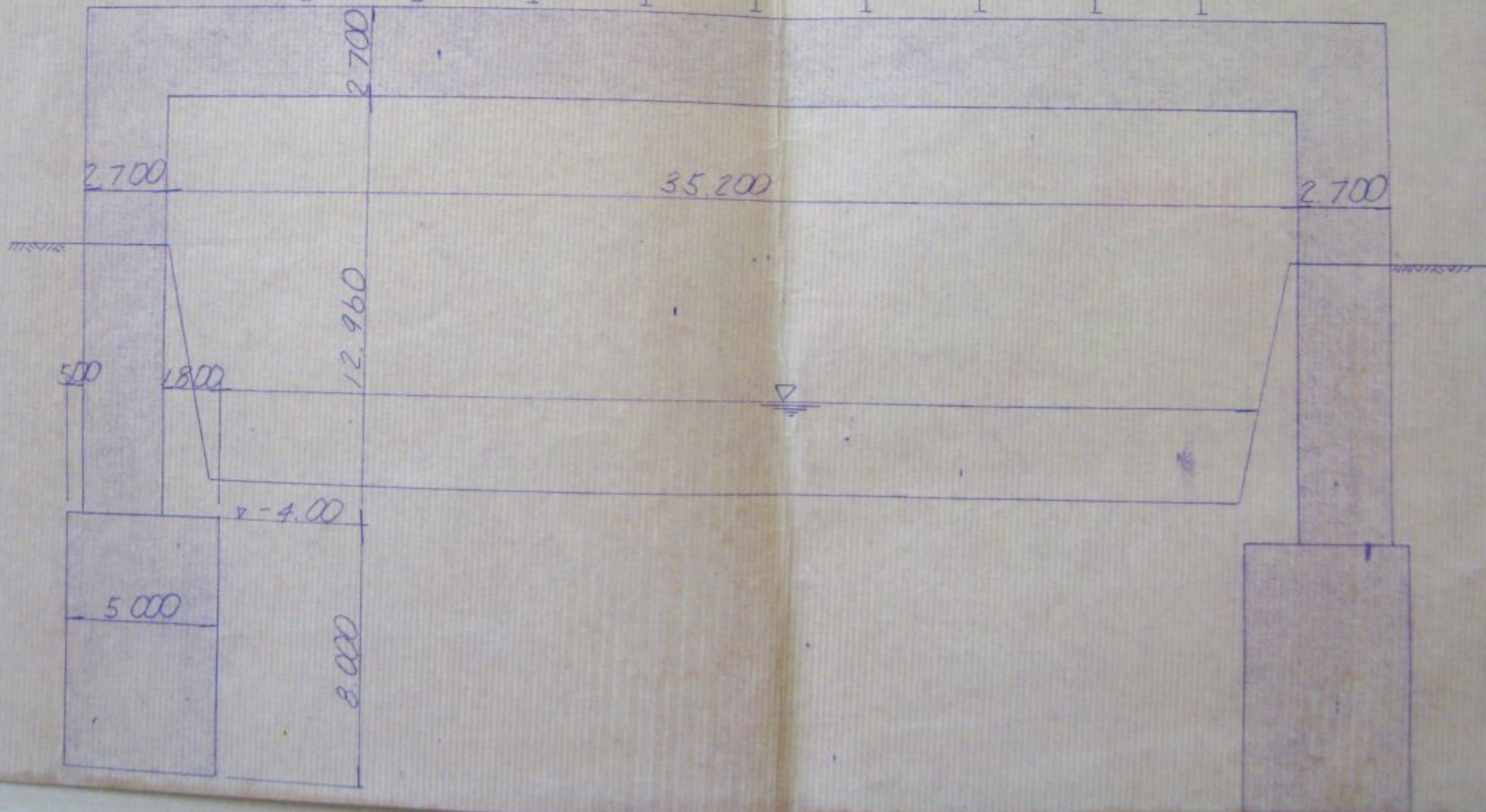
横浜国際港都建設計画都市高速道路の変更~~追加~~追加について

係 名	審 査	廻 附 年 月 日
事 務 係		
土 木 施 設 係		
土 地 利 用 係		
公 園 緑 地 係		

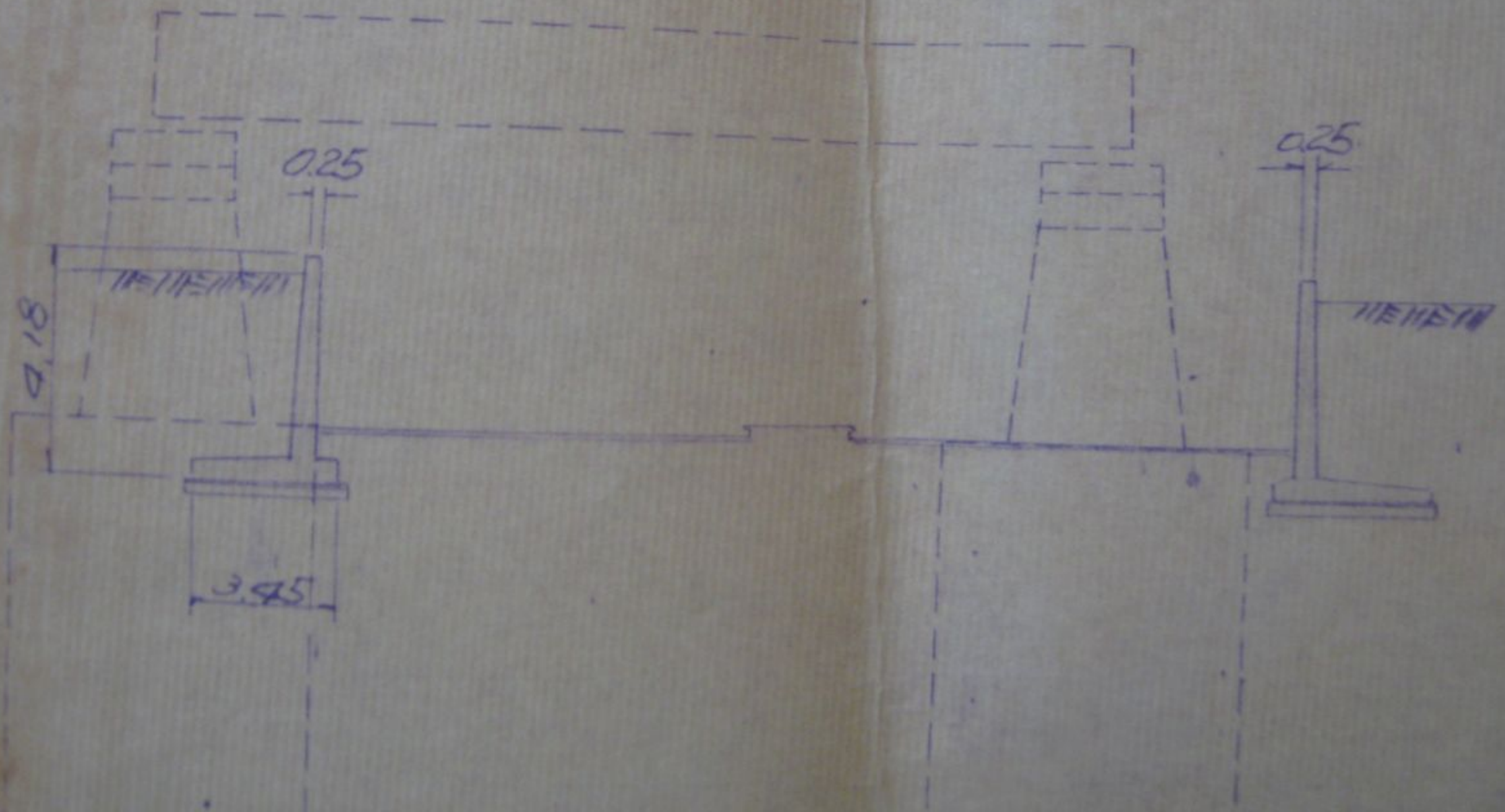
河川上高架(堰川)



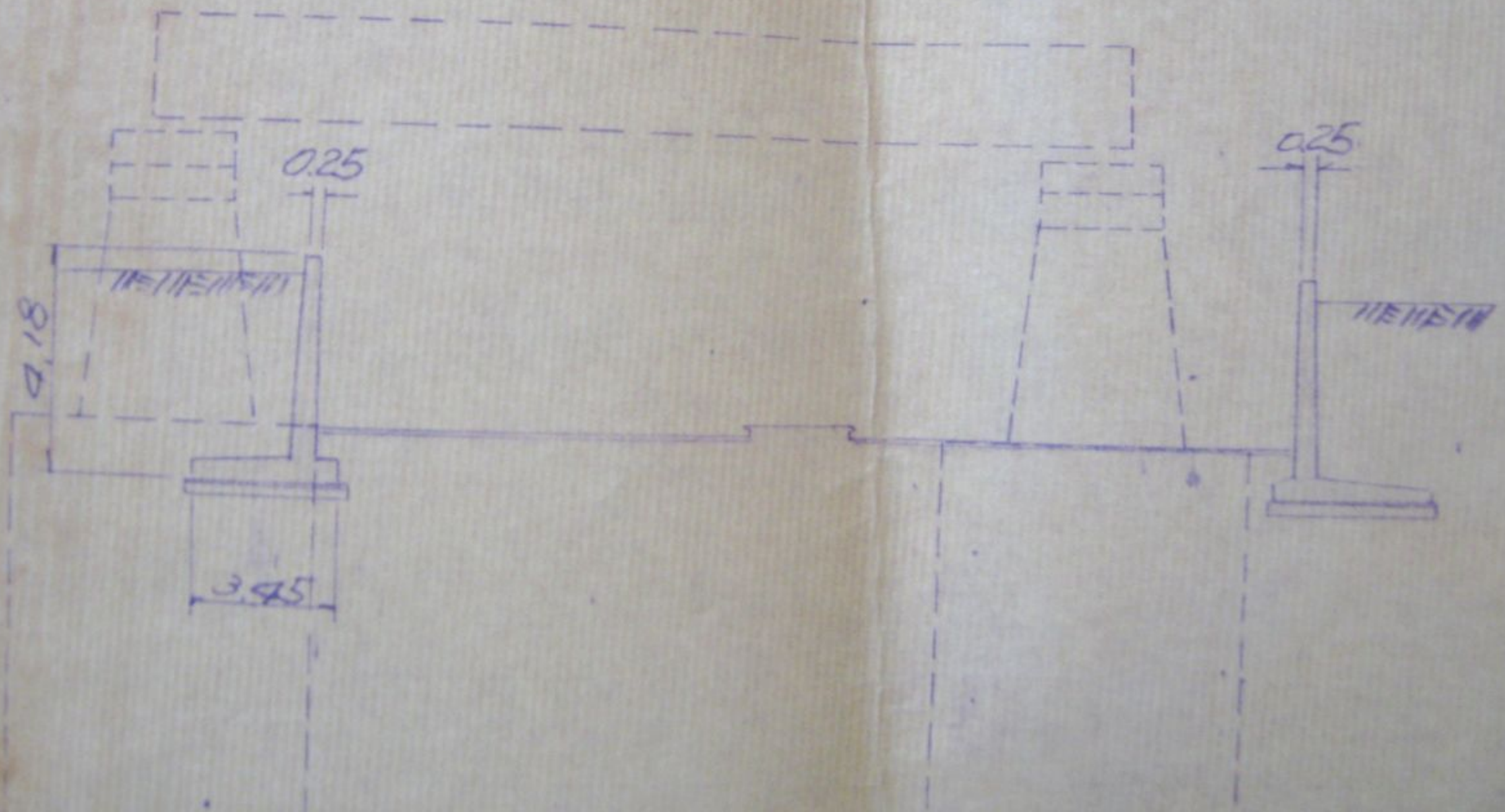
河川上高架(堰川)



國鉄根岸線交叉部



# 國鉄根岸線交叉部





神奈川労働基準局

中央病院

横浜中央病院  
附属高等看護学院

駐車場

横浜東電波  
出張所

横浜地方貯金局

北方郵便局

桜幼稚園

中保健所

吉浜町

海軍会館

殿島神社

KA A=600

KA A=100

KA A=110

KA R=120

KA R=100

KA A=80

KA R=170

KA R=100

KA R=100

KA R=80

No. 312

No. 314

No. 311

No. 318

1.6

1.58

6

2.97

4.47

2.20

5 (五)

14



神奈川労働基準局

中央病院

横浜中央病院  
附属高等看護学院

駐車場

関東電力  
横浜出張所

横浜地方貯金局

北方郵便局

桜幼稚園

中保健所

吉浜町

海員会館

接済会館

関東電力  
横浜出張所

蔵鳥神社

KA A=600

KA A=100

KA A=110

KA R=170

KA A=100

KA A=100

KA R=170

KA A=100

KA A=100

KA A=100

工木出張所  
No. 312  
2.09

No. 314  
2.74

No. 311  
2.74

No. 318  
4.86

1.6

1.58

1.6

4.47

2.20

2.97

1.4

1.3

2.6

2.6

1

2

3

2

3

2.97

(五)



KE R=150

KE R=150

KA A=150

KA A=100

KE R=150

KA A=100

東横浜大町駅

東横浜駅

并天橋派

東京都民銀行

東海運ビル

横浜関内ビル

宇徳ビル

第三管区  
海上保安本部

横浜地方海難審判所

横浜植物防疫所  
并天橋検査所

日通倉庫

横浜銀行計算機センター

陸上自衛隊  
京浜港湾処理隊

住友生命

中税務署

三和銀行

新井町

読書

産産住宅

明治生命

新井町

横浜





KA R=225

KA R=250

KA A=150

KA A=100

KA R=150

KA A=100

東横線

東横駅

桜木駅

三和銀行

中税務署

東京信越地区  
麻薬取締官事務所

第三管区  
海上保安本部

横浜地方海難審判所

横浜植物防疫所  
井天橋検査所

日通倉庫

横浜銀行計算機センター

陸上自衛隊  
京浜港湾処理隊

住友生命

東京都民銀行

東海運ビル

宇徳ビル

横浜関内ビル

明治生命

日吉ビル



KA A=250

KE R=600

KA A=250  
KE R=600

KA A=300  
KE R=600

KE R=600

KA A=250  
KE R=600

KA A=600

KA A=250

KA A=200

KA A=600

針沢屋

和證券

日興証券

針沢屋

東京ガス

群馬銀行

ゴルフ場

関内駅

市役所

警察本部  
尾上町分室

住友生命  
東邦生命  
YMCA

東京電力  
常盤町変電所

横浜市長政務分室

会館

工事中

朝日生命

生命

駐車場

駐車場

No.309  
1,70

No.308  
1,99

No.335  
2,04

333

2,3

1,48

10

日出川

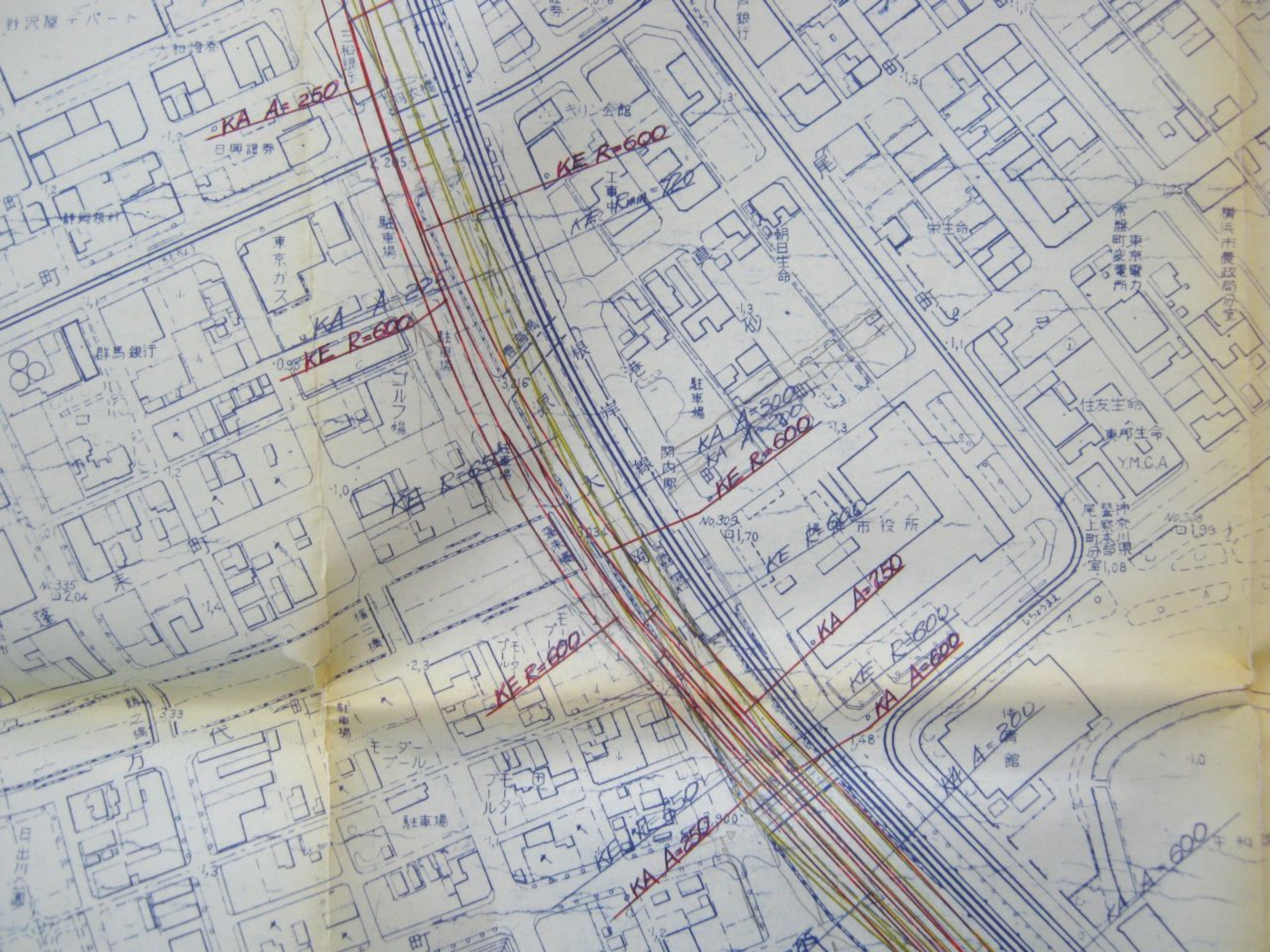
代

モーター

駐車場

プモ  
ルター

町



KA A=250

KE R=600

KA A=250  
KE R=600

KA A=300  
KE R=600

KE R=600

KA A=250

KE R=600  
KA A=600

KA A=250

KA A=200

KA A=600

日興証券

会館

東京カス

工事中

群馬銀行

朝日生命

東京電力  
常盤町変電所

横浜市農政局分室

住友生命

東邦生命

YMCA

神奈川県庁  
尾上町分室

No. 308  
No. 1,99

No. 309  
No. 1,70

尾上町分室

No. 335  
No. 204

No. 333

No. 10

付議案

番号

年月日

神奈川県都市計画地方審議会 会長 殿

建設大臣

「標 題」

標記について都市計画法第3条の規定により、次のように審議会に付議する。

神都計審第 71 号

昭和 44 年 4 月 24 日

建設大臣  
坪川 信三

殿

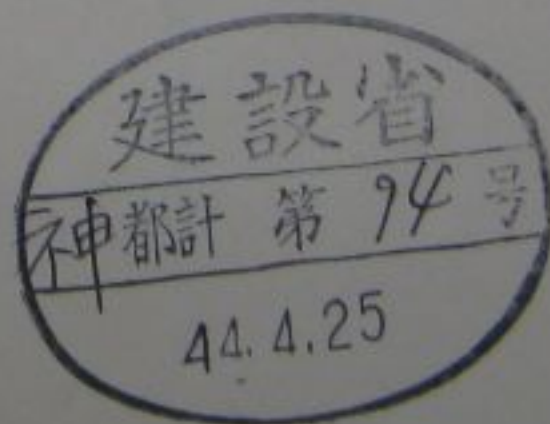
神奈川県都市計画地方審議会

会長 津田 文吾



横浜国際港都建設計画都市高速道路変更について

昭和 44 年 4 月 21 日建設省神都計発第 94 号で付議された標記のことは、当審議会において昭和 44 年 4 月 23 日会議を開き慎重審議の結果原案どおり可決しましたから関係図書を添えて答申します。



付議案

番号  
年月日

神奈川県都市計画地方審議会 会長 殿

建設大臣

「標 題」

標記について都市計画法第3条の規定により、次のように審議会に付議する。

神都計審第 71 号  
昭和 44 年 4 月 24 日

建設大臣  
坪川 信三 殿

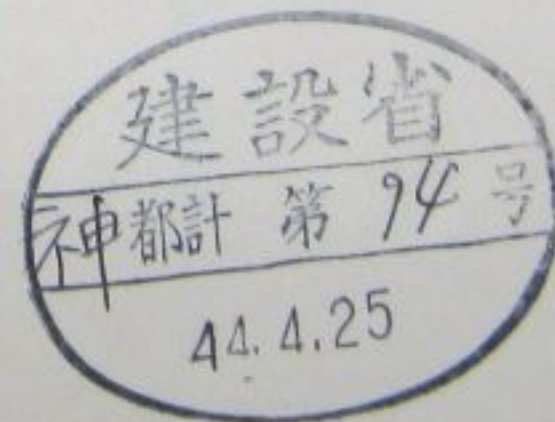
神奈川県都市計画地方審議会

会長 津田 文吾



横浜国際港都建設計画都市高速道路変更について

昭和 44 年 4 月 21 日建設省神都計発第 94 号で付議された標記のことは、当審議会において昭和 44 年 4 月 23 日会議を開き慎重審議の結果原案どおり可決しましたから関係図書を添えて答申します。



都府高速道路1号線横河町田線

都市計画変更

延長 12.720<sup>メートル</sup> 幅員 16.5 ~ 18.0<sup>メートル</sup>



都市計画変更  
都府高速道路1号線横沢羽田線

延長 12.720<sup>メートル</sup> 幅員 16.5 ~ 18.0<sup>メートル</sup>



9-30-44-782-53建-4-38

no 3

横羽之期

高島町—山下町

(半地下窠)

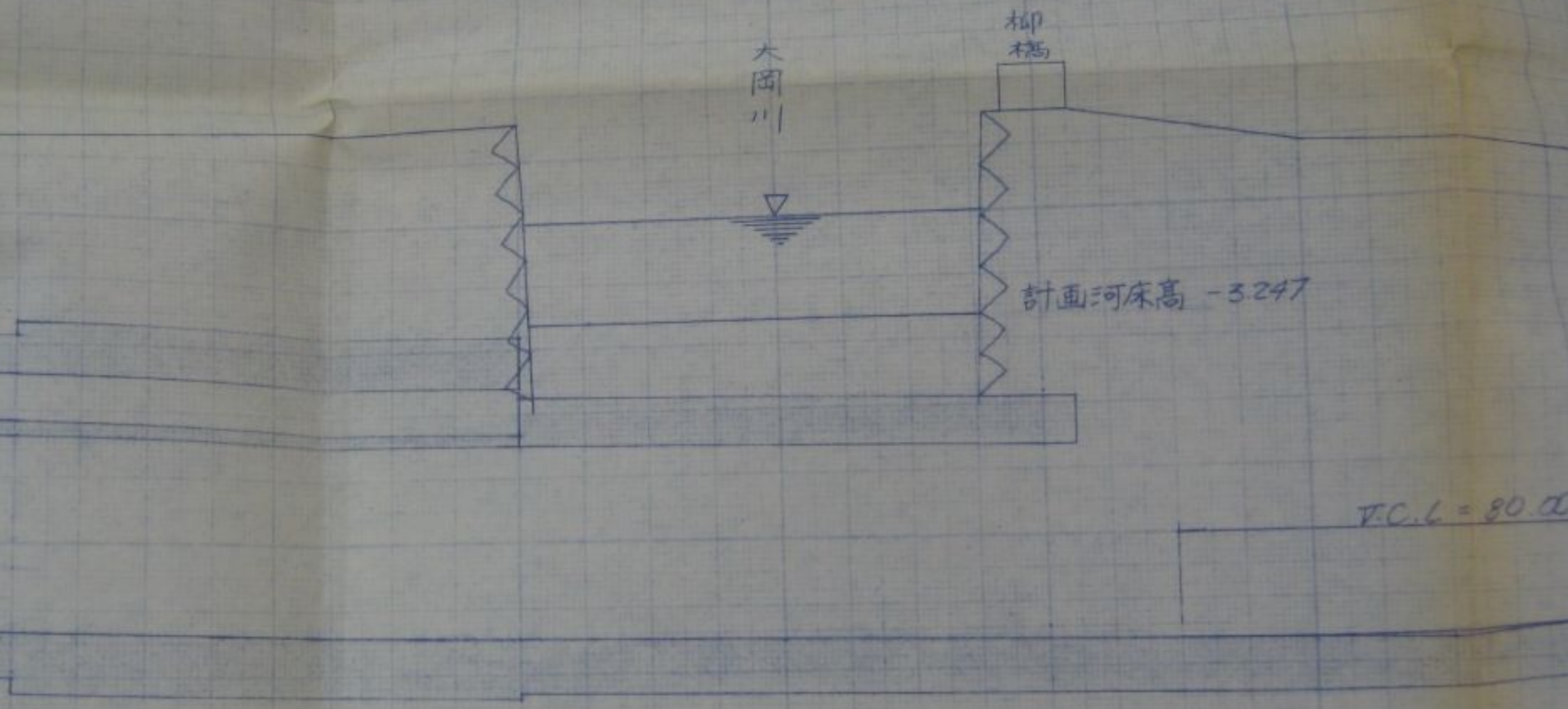


大岡川

柳橋

計画河床高 -3.247

V.C.L = 80.00

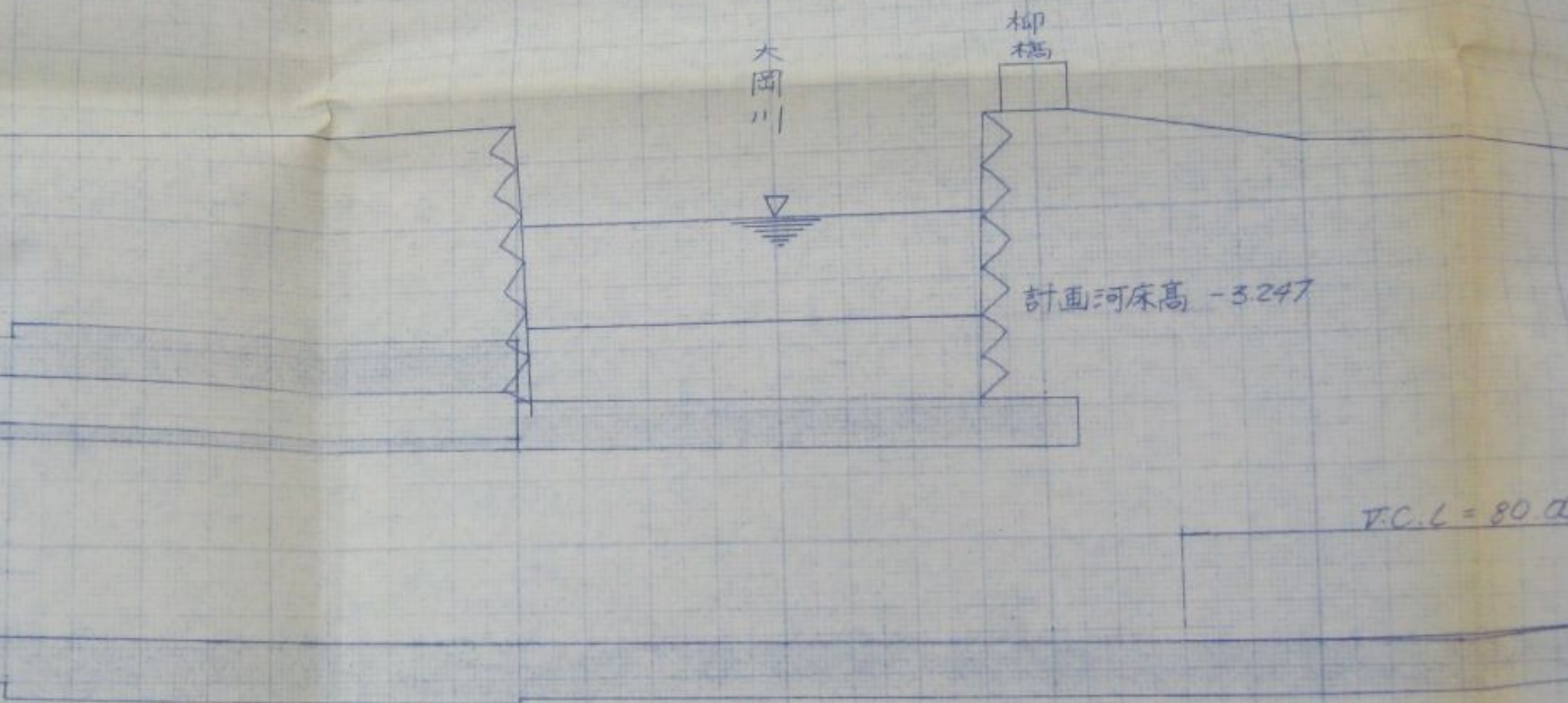


大岡川

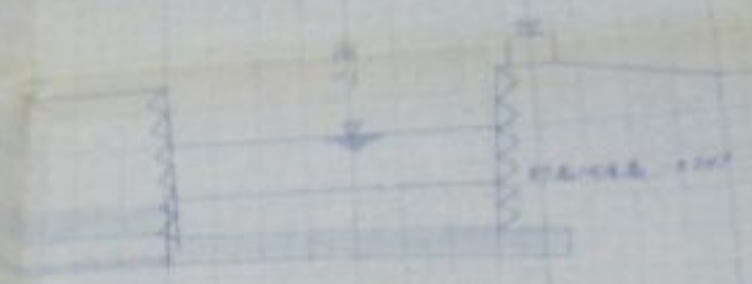
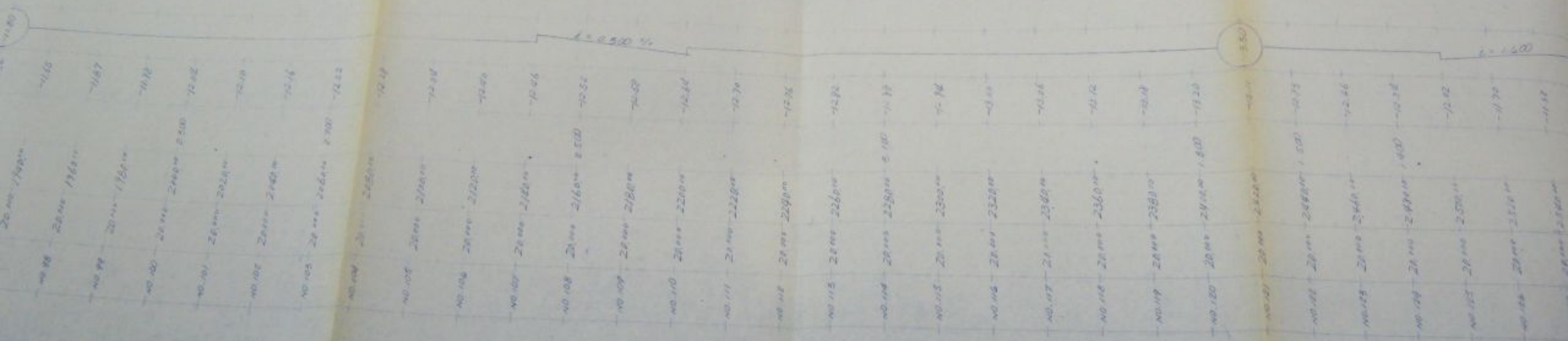
柳橋

計画河床高 -3.247

V.C.L = 80.00







計 第 1401 号

昭和44年4月17日

建設大臣 坪川 信三 殿

神奈川県知事 津田 文吾



横浜国際港都建設計画都市高速道路の変更及追加について

標記について別冊のとおり 横浜市長から内申があり、調査の結果妥当と認められるのでよろしくお取り計らい下さるようお願いいたします。

港町1丁目1番地  
局一1441 (大代表)



- 号 230 電話 (511) 5151
- 号 221 電話 (481) 4641
- 号 220 電話 (441) 6131
- 号 231 電話 (641) 4841
- 号 233 電話 (731) 1212
- 号 240 電話 (331) 1441
- 号 235 電話 (751) 1441
- 号 236 電話 (701) 9911

計 第 1401 号

昭和44年4月17日

建設大臣 坪川 信三 殿

神奈川県知事 津 田 文 吾



横浜国際港都建設計画都市高速道路、変更及び追加について

標記について別冊のとおり 横浜市一長から内申があり、調査の結果妥当と認められるのでよろしくお取り計らい下さるよう副申いたします。



局

号  
号  
号  
号  
号

理由書

最近の都市内交通の増加と都市高速道路沿線における都市機能を検討した結果、本案のように変更するものである。

構造及び線形の一部を

理由書

最近の都市内交通の増加と都市高速道路沿線における都市機能を検討した結果、本案のように変更するものである。

構造及び線形の一部を



# 建設省

## 理由書

最近の都市内交通の増加と都市高速道路三合線<sup>三合線</sup>における都市機能を検討した結果、本案のように変更するものである。

構造及び線形の一部を

# 建設省

## 理由書

最近の都市内交通の増加と都市高速道路沿線における都市機能を検討した結果、本案のように変更するものである。

構造及び線形の一部を